

VIII 参 考

1 グリーン・ツーリズム

(1) グリーン・ツーリズムとは

農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。
地域資源を有効に活用しながら、地域のコンセンサスの下で主体的に取り組み、むらづくりの一環として推進することが重要とされています。

(2) グリーン・ツーリズムの推進組織の設立状況

グリーン・ツーリズムの全県推進組織として、平成 11 年 4 月、「福島県グリーン・ツーリズム促進協議会」(現「ふるさと子ども夢学校推進協議会」)を設立したほか、県内各地域において地域受入協議会等が設立されています。

(3) インストラクターの活動状況

農業体験等の体験プログラムで都市住民等を受け入れるインストラクターとして、県内で 1,764 名が活動しており、令和 2 年に受け入れた体験者数は 9 万 9,463 名となっています。

※インストラクター：体験を希望する都市住民等に農林漁業体験をはじめとする様々な自然体験活動等の指導や地域景観などをわかりやすく紹介し、地域の楽しみ方を伝える体験指導者

県内のインストラクター数及び体験者数 (単位：人)

	インストラクター数	体験者数
平15	880	178,708
16	882	203,037
17	965	175,859
18	1,290	229,042
19	1,317	223,056
20	1,475	218,320
21	1,848	238,231
22	2,229	258,392
23	2,198	156,494
24	2,186	156,949
25	2,157	204,031
26	2,259	221,786
27	2,294	240,650
28	2,178	235,691
29	2,147	250,586
30	1,965	241,345
令元	1,961	236,908
2	1,764	99,463

(県観光交流課調べ)

2 日本型直接支払制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」、「環境保全型農業直接支払」の三事業が実施されています。

(1) 多面的機能支払

ア 事業の概要

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動へ支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するものです。

イ 支援の対象となる農用地及び組織

① 農地維持支払交付金

対象となる農用地：「農振農用地区域内の農用地」若しくは「地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地」

対象となる組織：「農業者のみで構成される組織」若しくは「農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織」

② 資源向上支払交付金（共同活動）

対象となる農用地：「農振農用地区域内の農用地」

対象となる組織：「農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織」

③ 資源向上支払交付金（長寿命化）

対象となる農用地：「農振農用地区域内の農用地」

対象となる組織：「農業者のみで構成される組織」若しくは「農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織」

ウ 支援する活動内容

事業計画書に位置づけられた下記の活動に対し、農用地面積に応じて交付金を交付します。

① 農地維持支払交付金

- ・地域の共同活動による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動
- ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動

② 資源向上支払交付金（共同活動）

- ・水路、農道等の施設等の軽微な補修
- ・農村環境保全活動
- ・多面的機能の増進を図る活動

③ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

- ・老朽化が進む農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等

エ 交付金が加算措置される取組等

① 小規模集落への支援（農地維持支払への加算措置）

既存活動組織が地域資源の保全管理の困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う場合

② 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（資源向上支払（共同）への加算措置）

多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上追加する場合

③ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

②の支援を受ける活動組織であって、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

④ 広域化した活動組織への支援

広域活動組織の設立、又は活動組織の特定非営利活動法人化を行う場合

⑤ 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の活動支援（資源向上支払（共用）への加算措置）

市町村が算定した資源向上支払（共用）の交付金を受ける田面積1/2以上で水田の雨水貯留機能向上のための活動に取り組む場合。

オ 交付単価

農用地面積10a当たりの単価は以下のとおりとなり、負担割合は国50%、県25%、市町村25%となります。
(単位：円)

地目	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)※1,2,3	①と②に 取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化)※4	①、②及び③に 取り組む場合※5
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※6	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：取組を5年間以上継続した地区については、75%単価を適用。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：多面的機能の推進を図る活動に取り組めない場合は②の単価は5/6を乗じた額となる。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新。

※5：①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、75%となる。

※6：畑には樹園地を含む。

カ 令和2年度における福島県の取組

(令和3年3月現在)

交付金名	市町村数	組織数	面積 (ha)	事業費 (千円)
農地維持支払	55	1,367	64,406	1,828,221
資源向上支払 (共同活動)	50	1,018	54,453	955,810
資源向上支払 (長寿命化)	26	204	11,993	370,941

(2) 中山間地域等直接支払

ア 事業の概要

中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止等の適切な農業生産活動等に対して、一定の条件の下で直接支払を実施するものです。平成12年度に事業が創設され、本県においても初年度から実施しています。

イ 対象地域（檜枝岐村を除く58市町村）

① 4法指定地域

地域振興関係9法のうち、特定農山村法、山村振興法、過疎法の3法で指定された地域で、本県では49市町村において全域または一部の地域が対象となります。これに加えて、令和2年度からの第5期対策においては、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」の認定を受けた地域（昭和25年2月時点の市町村の区域）も対象となっています。

② 特認地域（地域の実態に応じて知事が指定する地域）

本県においては、4法指定地域に隣接した農用地や農林統計上の中山間地域等を指定しています。特認地域により、残りの9市町村も全域または一部の地域が該当になります。

ウ 対象農用地

対象地域内の農振農用地区域内の一団の農用地（1ha以上）で、次のいずれかの基準を満たすもの

① 急傾斜地

② 自然条件により小区画・不整形な田

③ 市町村長の判断により対象となる農用地

a 緩傾斜地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存する農地

④ 県知事が定める基準に該当する農用地

エ 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

※第3セクター、生産組織等を含む。

オ 対象行為

集落協定等に基づき、

- ① 集落の将来像を明確化した活動計画の下での5年間以上継続して行われる農業生産活動等
- ② 一定の要件の下での農用地等管理活動（必須要件）や、地域の実情に即した自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動（選択的要件）の実施

【交付金単価】

■10a当たりの交付単価 (単位:円)

地目	区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜	21,000	16,800
	緩傾斜	8,000	6,400
畑	急傾斜	11,500	9,200
	緩傾斜	3,500	2,800
草地	急傾斜	10,500	8,400
	緩傾斜	3,000	2,400
採草放牧地	急傾斜	1,000	800
	緩傾斜	300	240

※体制整備単価：加工や有機農業、担い手への農地利用集積等の取組みを行う協定に適用される単価

【加算単価】

■10a当たり交付単価 (単位:円)

地目	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算
田	10,000	6,000	3,000	3,000	3,000
畑	10,000	6,000	3,000	3,000	3,000
草地			3,000	3,000	3,000
採草放牧地			3,000	3,000	3,000

※集落協定広域化、集落機能強化、生産性向上の上限額 200万円/年（1協定当たり）

※棚田地域振興活動加算と超急傾斜農地保全管理、集落機能強化、生産性向上の各加算の同一農地を対象とした重複交付は行わない

本県における実施状況

項目	27	28	29	30	令元	2
基本方針策定市町村数	47	47	47	47	47	48
交付金交付市町村数	44	44	44	45	45	46
交付金交付額（百万円）	1,774	1,813	1,840	1,843	1,851	1,864
支払い対象面積（ha）	14,649	14,986	15,230	15,257	15,317	14,914
集落等協定数	1,139	1,162	1,171	1,174	1,176	1,078
協定参加者数（人）	23,969	25,566	25,857	25,802	25,798	23,563

（県農村振興課調べ）

(3) 環境保全型農業直接支払

ア 事業の概要

化学肥料・農薬の5割低減の取組とセットで行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

これまで、持続性の高い農業生産方式導入計画の認定（いわゆるエコファーマーの認定）が要件となっていたが、平成30年度からは「国際水準GAPの実施」が要件となっています。

イ 対象者

農業者団体等

ウ 対象取組と交付単価

○全国共通取組

- ア) 堆肥の施用（4.4千円/10a）
- イ) カバークロップの作付け（6千円/10a）
- ウ) リビングマルチ（5.4千円/10a）（うち、小麦・大麦等（3.2千円/10a））
- エ) 草生栽培（5千円/10a）
- オ) 不耕起播種（3千円/10a）
- カ) 長期中干し（800円/10a）
- キ) 秋耕（800円/10a）
- ク) 有機農業（3～14千円/10a）

○地域特認取組

- ケ) 冬期湛水管理（4～8千円/10a）
- コ) IPM+畦畔除草+秋耕（4千円/10a）
※対象作物 水稲
- サ) IPM+交信攪乱剤（8千円/10a）
※対象作物 果樹(りんご、もも、なし、西洋なし)
※地域特認取組：地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組。

エ 実施状況

区分	取組名	取組面積 (ha)									
		平24	25	26	27	28	29	30	令元	2	
1 2 3 4 5 6 7 全国共通取組	カバークロープ	365	547	579	562	799	943	985	987	1,060	
	堆肥の施用	—	439	490	448	632	611	690	723	692	
	有機農業	242	226	201	200	227	182	152	152	158	
	有機農業（粗放的作物）	—	4	6	10	5	5	16	17	17	
	リビングマルチ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	草生栽培	0	5	10	6	0	0	0	0	0	
	秋耕	—	—	—	—	—	—	—	—	51	
8 9 10 地域特認取組	冬期湛水管理	422	367	429	540	560	575	260	256	247	
	IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	—	—	—	—	240	115	64	51	44	
	IPMと組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	—	—	—	—	10	8	10	10	10	
合計		1,029	1,587	1,714	1,766	2,472	2,441	2,178	2,196	2,279	

※小数点以下の端数処理のため、合計値が合わないことがある。

(県環境保全農業課調べ)

3 農作業事故

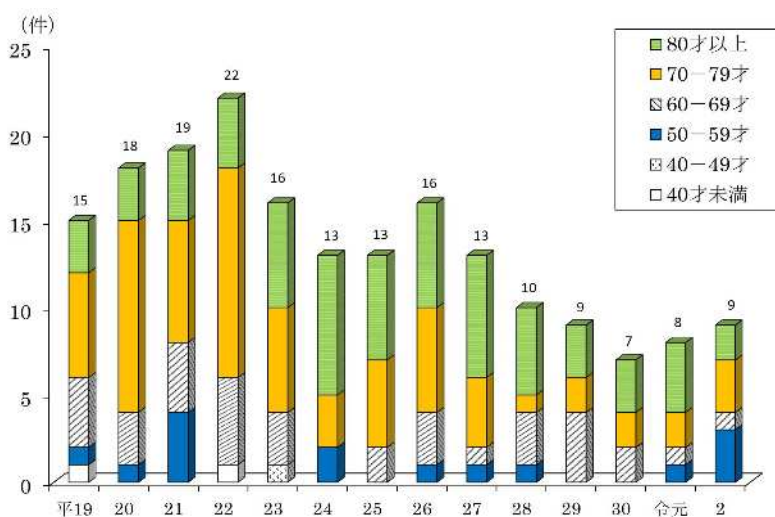
本県の令和2年の農作業死亡事故数は9件

本県では、農業従事者の高齢化や使用する農業機械の大型・多様化等により、農作業中の死亡事故が毎年発生しています。

このため、県では関係機関・団体と連携しながら「福島県農作業安全運動推進本部」を組織し、主に農業者向けの啓発活動など、農業機械利用者の農作業安全確保に関する意識の高揚を図るとともに、農業機械の運転操作によって生ずる事故の発生防止に努めています。

本県の農作業死亡事故年次・年代別発生状況

(単位：件)



(県農業担い手課調べ)

